

庁舎統合整備等検討委員会の

委員を公募します

現在、加東市では「行財政改革大綱」を策定し、これからの地方分権時代に対応した適切で合理的な行財政運営を推進しています。

今後、より一層の効率的な行財政運営を図るうえで、現状の市庁舎3庁舎による分庁方式)および周辺施設のあり方について検討することが非常に重要な課題となっています。

このような状況において、庁舎の統合整備および周辺施設についての調査、研究を行い、そのあり方について総合的な観点から検討する「庁舎統合整備等検討委員会」を設置するにあたり、広く市民のみなさまの意



見を反映するために、その委員を公募します。

【募集内容】

募集人員

3名

応募資格

市内在住で、平成21年4月1

日現在の満年齢が20歳以上の

方

応募期日

4月15日(水)必着

応募方法

企画政策課(社庁舎2階)または各庁舎窓口センターに備え付けの「所定の応募申込書」に応募の動機など必要事項をご記入のうえ、郵送、ファックス、電子メール、持参のいずれかの方法でご提出ください。募集要領および応募申込書は、



市ホームページからもダウンロードできます。

委員の任期

2年程度(庁舎のあり方の基本的な計画策定まで)

委員会の開催

平成21年度は、8回程度の会議を開催します。

応募先

加東市企画部企画政策課

〒673 1493

加東市社50番地

FAX 42・5633

電子メール

kkaku@city.kato.lg.jp

問い合わせ

企画部企画政策課(社庁舎)

☎ 43・0389

災害見舞金等支給制度を創設しました

災害により被害を受けられた市民のみなさまに、次のとおり見舞金等を支給する制度を創設しました。

対象とする災害

平成21年4月1日以降に市内で発生した暴風、豪雨、洪水、地震その他異常な自然現象および火災

対象とする被害および支給金額

種別	支給区分	金額(円)
災害見舞金	住家の全焼、全壊または流出	50,000
	住家の半焼または半壊	30,000
	住家の床上浸水	30,000
	住家の床下浸水	10,000
	住家の水損	30,000
死亡弔慰金	死亡(1人につき)	50,000

住家とは、災害発生時に居住のために使用していた建物のことをいいます。

支給対象者

原則として被災世帯主(災害により被害を受けた当時、市内に住所があった方)に支給します。

問い合わせ 市民安全部防災課(社庁舎) ☎43-0402

加東市ケーブルテレビの宅内工事技術者講習会の開催について

日時 4月15日(水) 13:30~

場所 社公民館(多目的研修館) 研修室

対象者 電気工事士の資格を有する方

申込方法 4月10日(金)までに、所定の申込用紙で地域情報センターにお申し込みください。

(郵送、FAX可)

注意事項 宅内工事業者の指定を受けるためには、電気工事士免状の写しなどを添えて、宅内工事業者登録申請書を提出していただきます。(宅内工事には、デジタルのレベルメーターが必要です)

申し込み・問い合わせ

〒673-1493 加東市木梨1134-58

企画部地域情報センター ☎42-8330 FAX42-9707

平成19年度に受講された方は、受講の必要はありません。新たにSTBの設置登録業者になるには、今回の講習を受けていただく必要があります。